

令和7年度

地域包括支援センターの運営について

- ・ 令和7年度安曇野市地域包括支援センター事業計画（案）
- ・（参考）令和7年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針
- ・ 令和7年度安曇野市地域包括支援センター予算書（案）

令和7年度 安曇野市中部地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和7年度目標】

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送れるよう安曇野市地域包括ケアの推進に向け、高齢者福祉の地域拠点として総合相談の対応力の向上や家族支援充実のための体制を整備し機能強化を図ります。また自立支援型個別ケア会議及び地域ケア個別会議の開催やアウトリーチ活動により地域課題の抽出に努めるとともに認知症施策の推進や生活支援体制整備事業との連携、在宅医療・介護連携の強化を図り、地域の関係機関とのネットワーク構築に取り組みます。

1 包括的支援事業

（１）介護予防ケアマネジメント業務

- ア 介護予防事業参加者が継続的に介護予防に取り組めるための情報提供を行います。
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切な利用に向けた情報提供と関係機関との連携を行います。

（２）総合相談支援業務

認知症施策推進のための認知症の相談支援をはじめ、高齢者の各種相談に応じ、相談者に対する適切なサービス利用や関係機関へのつなぎと支援を行います。関係機関と連携し、家族介護者への相談支援の充実を図ります。

（３）権利擁護業務

- ア 高齢者虐待や支援困難ケース等に対し、市の関係部署や関係機関との連携を強化し、迅速に対応します。
- イ 消費者被害については訪問時や民生児童委員会等で情報提供を行い、被害防止の啓発活動に努めます。
- ウ 権利擁護に関する理解を深めるための学習会を設け、関係する研修会等には積極的に参加します。

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 高齢者が介護保険サービスをはじめとする様々なサービスを適切に利用できるように、関係機関との連携や多職種協働により、介護支援専門員への伴走的支援を行います。
- イ 情報の提供やケアマネジメント技術向上のための研修会を実施します。

2 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ア 行政と連携し、認知症地域支援推進員を中心に地域の関係機関とのネットワークを強化します。
- イ 認知症見守りネットワーク事業と見守りシール交付事業の周知を図り、地域による見守りネットワークの充実と利用促進を図ります。
- ウ 認知症初期集中支援チーム員として、認知症や疑いのある方、その家族等への早期対応・支援を行います。
- エ 認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者を繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の体制づくりに向け、関係機関への協力・連携に努めます。

(2) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の課題集約に有効な地域ケア個別会議を、介護支援専門員と協働し地域で実施します。また多くの地域で取り組めるよう未実施の介護支援専門員への働きかけや支援を行います。
- イ 自立支援・介護予防の観点を踏まえた自立支援型個別ケア会議を定期開催し、高齢者の自己実現を支援するとともに、地域資源の改善及び開発を行います。

(3) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携を推進します。
- イ 在宅医療・介護連携推進活動として、介護サービス事業者等に対する研修会の周知や開催、市民への啓発活動等を行います。
- ウ 生活支援体制整備事業で各地域に配属されている生活支援コーディネーターと地域課題や社会資源等の共有を図り、高齢者の相談支援に活かします。

3 地域の実情に応じた取り組み

(1) 現状と課題への取り組み

管轄地域である豊科地域・明科地域共に高齢化や人口減少が進行し地域コミュニティの維持や活性化が課題となっています。豊科地域は昭和 50 年代に開発された複数の造成地において、地域全体が一斉に高齢化を迎えています。また、明科地域は他地域に比べ高齢化率が高く過疎が進んでおり、高齢者が高齢者を支えている現状があります。利用したいサービスが地域に存在せず、遠方の事業所の利用を検討する場合や、サービス提供に困難性がある地域への支援に悩む事例もあります。

以上のことから、地域実情に応じた支援が提供できるよう、日頃から介護支援専門員や生活支援コーディネーター等と連携を図るとともに、民生児童委員等と連携した見守り活動を継続していきます。また明科地域で開催される行事等での出張相談窓口や民生児童委員会、認知症カフェ等において相談の機会を設ける等、地区活動とアウトリーチの連携を通じて地域の課題やニーズの把握に努めます。

4 その他全体的な取り組み

(1) 委託初年度の業務運営

- ア OJT や外部研修等を活用し、スキルアップの機会を提供していきます。またチームワークを醸成し円滑なコミュニケーションを図れるよう職場環境を整えます。
- イ 既存の地域包括支援センターや関係機関との情報交換等を通じて、地域のニーズや課題を把握していきます。また関係機関との連携・協力体制の構築に努めます。
- ウ 地域住民へ事業内容について広く周知することで相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、地域の活動にも積極的に参加し接点を増やしていくことで信頼を得ていきます。
- エ 医療的な視点からの早期介入や情報提供、緊急時の対応などをスムーズに行います。また健康相談や疾病予防、医療と介護の連携支援等に力を入れていくことで地域貢献に繋がっていきます。

令和7年度 安曇野市北部地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和7年度目標】

安曇野市が推進する「安曇野市地域包括ケアシステム」の構築に貢献するため、地域課題の発見に努め、「地域ケア個別会議」や「自立支援型個別ケア会議」を実施します。これにより、高齢者の QOL の向上を目指すとともに、介護支援専門員のスキルアップを図ります。また、地域における認知症の方を支える体制づくりを推進し、地域全体での支援体制を強化します。さらに、ACP（人生会議）やリビングウィルの研修を実施し、これらの知識を地域に普及していきます。

1. 包括的支援事業

（1）介護予防ケアマネジメント業務

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開にあたり、関係機関との情報共有と連携をさらに図ります。
- ・高齢者の選択により介護予防・日常生活支援を目的に地域で自立した生活を送れるよう必要な支援を行います。

（2）総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に把握し、適切な機関や制度、サービスへとつなげ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題を共有し、関係する会議でも課題を提案します。

（3）権利擁護業務

- ・高齢者虐待や支援困難ケースに対し、市関係部署との連携を強化し、迅速に対応します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発活動に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有し、研鑽を積みます。また、関係する研修には積極的に参加します。

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関と連携し、多職種が協働して支援します。介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

（1）認知症施策の推進

- ・認知症基本法を踏まえ、認知症サポーター養成講座の開催等で認知症に対する理解を深めるための活動を行います。
- ・「認知症見守りネットワーク事業」や「見守りシール交付事業」の普及に努め、認知症になっても安心して外出できる地域全体で見守るネットワークづくりとサポーター養成に取り組み、チームオレンジの運営支援を行います。
- ・認知症初期集中支援チームの一員として認知症の方や認知症が疑われる方への初期支援を行います。

（2）生活支援体制整備事業との連携

- ・今後もこの事業の協議体会議に参加し、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域生活課題の解決に向けて取り組みます。また、地域包括支援ネットワークの構築にも貢献できるよう努めます。

（3）地域ケア個別会議、自立支援型個別ケア会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討とともに、関係機関のネットワーク構築を促進します。
- ・自立支援型個別ケア会議を実施し、参加者が多職種の専門的な視点からの助言を通じて、自立支援に役立つケアマネジメントの視点やサービス提供に関する知識・技術の習得を目指します。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・最近の穂高地域では、要支援・要介護認定者数が増加しています。原因としては、コロナフレイルの影響や移住者の高齢化が考えられます。穂高地域の高齢者人口は 11,000 人を超え、独居や身寄りのない方も多く、今後さらに支援が必要な方が増えることが予測されます。住み慣れた地域で安心して生活をするためには、介護保険サービスだけでなく、地域の様々な社会資源を活用することが重要です。地域包括支援センターはそのつなぎ役として、情報提供や必要なサービスの案内を行います。また、地域の高齢者活動の場にも積極的に参加し、地域包括支援センターの周知にも努めます。さらに、ACP（人生会議）やリビングウィルの普及活動を通じて、地域の方がもしものときに備えて、人生の最期のときに受けたい医療やケアについて考えて、自分らしく生きていけるよう支援します。

4. その他全体的な取り組み

- ・令和6年度に施行された「第4期安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、重点事業として「包括的支援体制づくり」が位置づけられ、地域包括支援センターが市と連携した相談窓口として活用されます。今後は、多様化する生活課題に対して、関係諸機関や社会資源と連携し対応していきます。
- ・安曇野市や関係機関と連携し、BCP（業務継続計画）を策定しました。感染症の流行や災害発生時にも業務継続や再開を行い、地域の高齢者支援体制を維持します。
- ・個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守し、適正に取得・利用・管理を行います。

令和7年度 安曇野市南部地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和7年度目標】

安曇野市が推進する「地域包括支援システム」の構築に貢献するため、地域課題の発見に努め、「地域ケア個別会議」や「自立支援型個別ケア会議」を実施します。これにより、高齢者のQOLの向上を目指すとともに、介護支援専門員のスキルアップを図ります。また、地域における認知症の人を支える体制づくりを推進し、地域全体での支援体制を強化します。引き続き、地域の認知症高齢者を支えるための関係者間の連携を継続して図っていきます。

1. 包括的支援事業

（1）介護予防ケアマネジメント

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開にあたり、関係機関との情報共有と連携をさらに図ります。
- ・高齢者の選択により介護予防、日常生活支援を目的に地域で自立した生活を送れるよう必要な援助を行います。

（2）総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に把握し、適切な機関・制度、サービスへとつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する会議でも課題を提案します。

（3）権利擁護業務

- ・高齢者虐待や支援困難なケースに対し、市関係部署との連携を強化し、迅速に対応します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発活動に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有し、研鑽を積み積みます。また、関係する研修には積極的に参加します。

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関と連携し多職種が協働して支援します。介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

（1）認知症施策の推進

- ・認知症基本法を踏まえ、認知症サポーター養成講座の開催等で認知症に対する理解を深めるための活動を行います。
- ・「認知症見守りネットワーク事業」や「見守りシール交付事業」の普及に努め、認知症になっても安心して外出できる地域全体で見守るネットワークづくりとサポーター養成に取り組み、チームオレンジの運営支援を行います。
- ・認知症初期集中支援チームの一員として認知症の方や認知症が疑われる方への初期支援を行います。

（2）生活支援体制整備事業との連携

- ・今後もこの事業の協議体会議に参加し、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域生活課題の解決に向けて取り組みます。また、地域包括支援ネットワークの構築にも貢献できるよう努めます。

（3）地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討とともに、関係機関のネットワーク構築を促進します。
- ・自立支援型個別ケア会議を実施し、参加者が多職種の専門的な視点からの助言を通じて、自立支援に役立つケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術の習得を目指します。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・三郷地域、堀金地域とも認知症の相談が増えているように感じています。同居家族がいても関係が薄い、もしくは日中独居という家庭が多くあります。そして家族が遠方の場合には日々の生活が見えづらく、気付いた時にはかなり認知症が進行している状態であることも見受けられます。介護サービスだけではなく、チームオレンジに繋がるような支援者たちとのコーディネートや希薄になりつつある地域との繋ぎの再構築するため地域包括支援センターの周知にも努めていきます。
- ・包括支援センターの設置がない堀金地区においては、高齢者の活動の場に積極的に参加する等、一層の周知活動にも取り組んでいきます。

4. その他全体的な取り組み

- ・令和6年度に施行された「第4期安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、重点事業として「包括的支援体制づくり」が位置付けられ、地域包括支援センターが市と連携した相談窓口として活用されます。今後は、多様化する生活課題に対して、関係諸機関や地域資源と連携し対応していきます。
- ・安曇野市や関係機関と連携してBCP（業務継続計画）を策定しました。感染症の流行や災害の発生時にも業務継続や再開を行い、地域の高齢者支援体制を維持します。
- ・個人情報については個人情報の保護を遵守し、適正に取得・利用・管理を行います。

令和 7 年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針（案）

I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして、個々の高齢者の状況や変化に応じて介護サービス・医療サービスを始めとする様々なサービスを継続して提供できる仕組みが必要となります。

地域包括支援センターは、地域の関係機関等とネットワークを構築し、地域における高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援を行う地域包括ケアを推進します。さらに、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域拠点となることを目指します。

II 基本的な運営方針

安曇野市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画（令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度）に基づき、地域包括支援体制の充実のために、地域包括ケアの中核機関となる地域包括支援センターの総合相談の対応力向上、家族介護支援の充実のため体制整備をし、機能強化を図ります。

1 介護予防事業の充実

高齢者の多くは、住み慣れた地域で生活続けることを望んでいます。しかし、高齢者になると疾病や心身機能の低下等により、これまでどおりの自分らしい生活が続けていくことが困難になることが多くなります。加齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要な場合もあります。

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるように関係機関と連携して介護予防や支援を行います。

2 地域におけるネットワークの構築

心身の機能に衰えがある高齢者にとっては、住み慣れた地域に住み続けることによって、安心して安定した生活が維持されるという面もあります。地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動やボランティア活動を含めた

地域における様々な社会資源を結びつけることが重要です。

地域包括支援センターは、地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生児童委員・地域の関係者等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細やかな相談・支援を実施します。

3 チームアプローチによる業務

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。各職員が業務の理念を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、多様化・複雑化した相談に対しても、それぞれの専門性を生かし、多様な視点から問題の解決を図ることが重要です。3職種がそれぞれの分野に関する各種サービスや制度等についての最新情報を把握すると共に、チームアプローチを円滑かつ確実に行えるよう、各地域包括支援センターで事例検討会等を開催し、相談・支援のレベルアップに努めます。

4 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の個別ケースに関するサポート等後方支援を行うことで、ケアマネジメント力の向上を図ります。また、関係機関との連携やネットワークづくりの支援を行うことで、地域包括支援センターに相談しやすい体制を構築します。

5 地域包括支援センターの機能強化

市直営で運営してきた中央地域包括支援センターを委託し、3か所の地域包括支援センターをすべて委託で運営します。各地域包括支援センターの業務の平準化と人員体制の強化を図り、包括的支援事業の取組の充実を図ります。

また、中央地域包括支援センターで担ってきた基幹機能を市所管課へ整理・統合し、引き続きセンター間の調整や委託の地域包括支援センターの後方支援に当たる役割を担います。担当区域を越えた課題や重点事業について議論すると共に、センター間の連携及び情報交換を図り、課題の解決に向けて取り組むことで、どの地域に住む高齢者にとっても、同様の支援が受けられるようにします。

6 家族介護者への相談支援の実施

高齢者の総合相談窓口として介護や福祉、医療などに関することをはじめ、認知症、ヤングケアラー等介護問題、介護疲れや悩みなどに対して関係機関との連携を図り対応します。

7 市との連携強化

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と連携しています。市の関係部署との日常的な連携強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるよう、事例ごとに連携を図り、問題解決に努めます。

8 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」です。このため、特定の事業者等に対し、不当に偏った活動を行うといったことなく、公正で中立性の高い事業運営を行います。

9 事業評価の実施

地域包括支援センターが継続的に安定した事業を実施するため、地域包括支援センターとして事業評価を行い、課題を整理することで業務の改善につなげます。

市は、地域包括支援センターの自己評価を受け、介護保険等運営協議会の意見を踏まえ、各地域包括支援センターの業務や体制を評価します。

10 緊急時・感染症対策

緊急時や感染症の拡大に備え、平時から医療機関、保健所、介護保険サービス事業所等との連携体制づくりや研修等を行います。

11 個人情報の取り扱い

地域包括支援センター業務の遂行にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することがないように、守秘義務と情報管理の徹底を図ります。

III 重点的に取り組む業務

1 地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域ケア連携会議の実施

安曇野市の地域包括ケアシステムの構築を目指した、「地域ケア個別会議」「自立支援型個別ケア会議」では、個別のケースが抱える課題から、地域に共通する課題の発見・把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高め、地域の関係機関相互の連携を強化します。また、定例開催となる自立支援型個別ケア会議においては、各地域包括支援センターの主任介護支援専門員が連携し自立支援に繋がる効果的な会議運営を目指します。

地域包括支援センターと市所管課と合同で開催する地域ケア連携会議（地域包括支援センター連携推進会議）では、地域ケア個別会議における課題集約と未解決課題の検討を行い、成功事例については、関係機関へ情報発信を行います。また、政策に反映する事項等は地域包括ケア推進会議へつなげ、政策形成を目指します。

引き続き地域ケア会議体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮ら

しを続けることができるよう、医療・介護の関係機関等からの相談に対応します。

また、安曇野市医師会在宅医療連携推進協議会との連携により、市が取り組む在宅医療・介護連携のための事業の推進を図ります。

3 認知症施策の推進

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、市と連携し認知症施策の推進に努めます。

地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を中心に、認知症相談への対応や支援、認知症カフェの取組支援、チームオレンジの運営支援、医療・介護の関係機関を推進します。また、認知症サポーター養成講座等を通じた、認知症に対する理解を深める啓発活動や、「認知症見守りネットワーク事業」「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域による見守りネットワークの充実と連携強化を図ります。

さらに、令和7年度から地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム員を配置し、市のチーム員とともに認知症の者、認知症が疑われる者等に対して、初期の支援を包括的及び集中的に行います。

4 生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業の核となる協議体に参加し、日常生活圏域ごとに地域のニーズや社会資源を把握するとともに、関係機関と連携を図り、地域包括ケアの推進に努めます。

5 地域密着型通所介護運営推進会議との連携

地域密着型通所介護運営推進会議に参加し、地域と介護サービス事業者の良好な関係構築に向けた支援を継続し、地域包括ケアの推進を図ります。

IV 個別業務の実施方針

1 第1号介護予防支援事業

高齢者自身が、地域において介護予防および日常生活支援を目的として、自らの選択に基づき、自立した日常生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

2 包括的支援事業

（1）総合相談支援業務

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、身寄りのない一人暮らし高齢者や要介護高齢者への早期対応を図ります。

(2) 権利擁護業務

高齢者が安心して自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援を行います。消費者被害については、訪問時に情報提供を行い被害防止の啓発活動に努めます。さらに、成年後見支援センターとの連携を密にし、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が介護保険を始めとする様々なサービスを適切に利用できるように、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、指定介護予防支援事業所としての BCP（業務継続計画）を活用し、継続的なサービス提供に必要な情報の提供やケアマネジメント技術向上のための研修会を実施します。

令和7年度 安曇野市中部地域包括支援センター収支予算書（案）

安曇野市（ 中部 ）地域包括支援センター

（収 入）

（単位：円）

項 目		予算額	説 明
委託料	①地域包括支援センター運営事業	35,300,000	安曇野市からの委託料
事業費	②介護予防居宅サービス収入	26,600,000	介護予防サービス計画費収入
	③介護予防・日常生活支援総合事業収入	9,400,000	
その他	④その他収入		
収入合計（ a ）		71,300,000	

（支 出）

（単位：円）

項 目		予算額	説 明
人件費	①正規職員（ 7 人）	36,300,000	職種：主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等
	②臨時職員（ 人）		職種：（ ）
	③その他人件費		
事務費	④報償費		
	⑤旅費	150,000	研修費・研修交通費
	⑥消耗品費	686,000	事務用品, 清潔衛生材料費
	⑦燃料費	460,000	ガソリン代
	⑧印刷製本費	130,000	パンフレット等作成費
	⑨修繕費		
	⑩通信運搬費	820,000	電話・FAX・インターネット・郵便など
	⑪保険料	150,000	車両・建物保険料一式
	⑫使用料及び賃借料	1,300,000	車両（5台）・複合機リース代
	⑬保守料	49,000	複合機保守費
	⑭光熱水費	540,000	電気・水道料
	⑮委託料	22,700,000	ケアプラン作成委託料(指定介護予防支援事業分)
		7,620,000	ケアプラン作成委託料(介護予防・日常生活支援総合事業分)
	⑯負担金	220,000	自動車税・総合管理委託料(按分費用)
	⑰公課費		
	⑱その他事務費	175,000	慶弔費・職員健康診断
その他	⑲その他諸費		
支出合計（ b ）		71,300,000	
収支差（ a ）－（ b ）		0	

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和7年 4月 1日

住 所 松本市本庄2丁目5番1号
氏 名 社会医療法人財団慈泉会
理事長 相澤 孝夫

令和7年度 安曇野市北部地域包括支援センター 予算（案）

1 収 入

科 目	予 算（単位：円）	摘 要
委託料	29,400,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護料収入	18,396,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	9,016,000	
前期末支払資金残高	3,008,000	前月年度の繰越金
合 計	59,820,000	

2 支 出

区 分	支 出（単位：円）	摘 要
職員俸給	22,896,000	職員9名（パート職員を含む）
職員手当	6,847,000	通勤手当、賞与他
法定福利費	5,095,000	
人件費小計	34,838,000	
報償費	51,000	講師謝金
旅費・研修費	309,000	各種研修会参加費、駐車場代
需用費	1,127,000	文具代他、車両燃料費、印刷製本費、修繕費等
業務委託料	19,967,000	介護予防ケアプラン委託料他
役務費	481,000	通信運搬費、手数料
賃借料	827,000	リース車両、コピー機リース料
管理経費	167,000	市穂高支所按分
損害保険料	104,000	車両任意保険
福利厚生費	141,000	健康診断他
租税公課費	9,000	収入印紙
事業活動支出小計	23,183,000	
サービス区分間繰入金支出 退職積立・年金共済掛金	1,084,000	
サービス区分間繰入金支出 負担金	715,000	
予備費	0	
合 計	59,820,000	

令和7年度 安曇野市南部地域包括支援センター 予算（案）

1 収 入

科 目	予 算（単位：円）	摘 要
委託料	27,100,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護料収入	13,260,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	5,304,000	
合 計	45,664,000	

2 支 出

区 分	支 出（単位：円）	摘 要
職員俸給	17,009,000	職員6名他
職員手当	5,652,000	
法定福利費	3,642,000	
人件費小計	26,303,000	
報償費	44,000	講師謝礼
旅費・研修費	383,000	介護支援専門員法定研修他、旅費交通費
需用費	621,000	文具費、車両燃料費、印刷製本費等
業務委託料	14,160,000	介護予防ケアマネジメント委託料他
役務費	486,000	固定電話通話料（インターネット回線込）、郵送料
賃借料	587,000	リース車両、コピー機リース料
管理経費	150,000	三郷支所按分
損害保険料	80,000	介護保険・社会福祉事業者総合保険、車両任意保険
福利厚生費	104,000	健康診断、厚生会費等
租税公課費	6,000	収入印紙
事業活動支出	16,621,000	
サービス区分間繰入金支出 退職積立・年金共済掛金	1,114,000	
サービス区分間繰入金支出 負担金	536,000	
予備費	1,090,000	
合 計	45,664,000	